

B型・C型肝炎ウイルス性肝炎検査結果が陽性であった方へ



初回精密検査・定期検査 費用助成のご案内

助成の流れ

フォローアップに同意

検査前に県保健所等でフォローアップについて説明を受け、請求書等の必要書類を受け取ってください。

フォローアップとは

市町村や県から定期的に電話や郵便で受診状況を確認することです。

受診(検査)

協力医療機関を受診し、窓口で請求された費用をお支払いください。

※「領収書」「診療明細書」(定期検査の場合は「診断書」)は申請に必要なため、必ず保管してください。

請求(申請)

県保健所又は県庁健康推進課に申請してください。内容を審査のうえ、対象となる費用を助成します。(金融機関振込まで2か月程度かかります。)

助成対象となる検査項目

■初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料、検査料(血液形態・機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査、超音波検査のうち、秋田県が認めた検査にかかる費用)

※ 定期検査については、病状・住民税課税額に応じた一定の自己負担額が生じます。

※ 診断書、診療明細書、課税証明書等の発行にかかる費用は助成対象外となります。

請求窓口・問い合わせ先

機関名	電話番号	対応市町村
大館保健所	0186-52-3952	大館市、鹿角市、鹿角郡
北秋田保健所	0186-62-1166	北秋田市・北秋田郡
能代保健所	0185-52-4333	能代市・山本郡
秋田中央保健所	018-855-5170	男鹿市・潟上市・南秋田郡
由利本荘保健所	0184-22-4122	由利本荘市・にかほ市
大仙保健所	0187-63-3403	大仙市・仙北市・仙北郡
横手保健所	0182-32-4006	横手市
湯沢保健所	0183-73-6155	湯沢市・雄勝郡
県庁健康推進課	018-860-1424	秋田市

助成対象となる検査の種類

初回精密検査

<助成の対象となる検査>

B型・C型肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、医療機関で初めて受けた精密検査

<助成回数>

1回限り

<対象者>

秋田県内に住所を有する方で、次の全ての要件に該当する方

- ① 医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者
- ② 県又は秋田市が委託した医療機関、県内の保健所が実施した肝炎ウイルス検査又は市町村が実施した健康増進事業の肝炎ウイルス検診を受け、陽性と判定された方
- ③ 県又は市町村のフォローアップ(電話等で定期的に状況確認の連絡を行うこと)に同意した方
- ④ 県の協力医療機関において、初回精密検査を受けた方
- ⑤ 肝炎ウイルス検査・検診で陽性と判定された日から1年以内に申請した方

<申請に必要なもの>

- 請求書(指定様式:自分で記入)
- 医療機関の領収書(レシート不可)
- 診療明細書
- 肝炎ウイルス検査の結果通知書
- フォローアップ同意書
- 健康保険証の写し



定期検査

<助成の対象となる検査>

肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がん患者が定期的に受けた検査

<助成回数>

1年度2回まで(初回精密検査を受けた場合は1回)

<対象者>

秋田県内に住所を有する方で、次の全ての要件に該当する方

- ① 医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者
- ② 肝炎ウイルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察を含む)
- ③ 市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- ④ 肝炎治療医療費助成(肝炎治療特別促進事業)の受給中でない方
- ⑤ 県又は市町村のフォローアップ(電話等で定期的に状況確認の連絡を行うこと)に同意した方
- ⑥ 県の協力医療機関において、定期検査を受けた方
- ⑦ 検査を受診した年度末(3月31日)までに申請した方

<申請に必要なもの> ※条件により省略できるものがあります。

- 請求書(指定様式:自分で記入)
- 医療機関の領収書(レシート不可)
- 診療明細書
- 診断書(指定様式:医師が記入)
- 健康保険証の写し
- フォローアップ同意書
- 世帯全員が記載されている住民票写し(住民票謄本)
- 世帯全員の市町村民税課税証明書
- 市町村民税額合算対象除外希望申請書(該当者のみ)

